



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年 2月21日金曜日 第2547号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例.....	(県民生活課).....	1
愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例.....	(健康増進課).....	1
愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例.....	(労政雇用課雇用対策室).....	2
愛媛県農業構造改革支援基金条例.....	(農産園芸課担い手・農地保全対策室).....	2

条 例

○愛媛県条例第 1 号

愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県消費者行政活性化基金条例（平成21年愛媛県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年 3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1 条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年 3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1 条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第 2 号

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年愛媛県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年 3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1 条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年 3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1 条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第3号

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 県内の厳しい雇用情勢に対処し、失業した派遣労働者、中高年齢者等に対する短期の雇用及び就業の機会の創出並びに生活及び就労の相談の総合的な実施、<u>在職者の処遇の改善</u>、失業して住居を失った生活困窮者等に対する就業等のための生活、就労、住宅の確保等の支援並びに福祉及び介護に係る人材の安定的な確保を図るために要する経費の財源に充てるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 県内の厳しい雇用情勢に対処し、失業した派遣労働者、中高年齢者等に対する短期の雇用及び就業の機会の創出並びに生活及び就労の相談の総合的な実施_____、失業して住居を失った生活困窮者等に対する就業等のための生活、就労、住宅の確保等の支援並びに福祉及び介護に係る人材の安定的な確保を図るために要する経費の財源に充てるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第4号

愛媛県農業構造改革支援基金条例を次のように公布する。

平成26年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県農業構造改革支援基金条例

（設置）

第1条 農地中間管理機構による担い手への農地の集積及び集約化の促進その他の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための施策の実施に要する経費の財源に充てるため、農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。